

日琉国際言語学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は、日本における**専門学校**への進学を希望する外国人に対して進学に必要な日本語教育を行う。また、その過程で日本の文化や社会、日本人の思考について理解を促す教育を行い、日本における「規律の重要性」を説きつつ学習者の出身国・地域との比較を交えながら、より深い異文化理解力の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本学院は、日琉国際言語学院 {英語名：NICHIRYU ACADEMY OF FOREIGN STUDIES} という。

(位置)

第3条 本学院は、沖縄県糸満市字糸満606番地の2に置く。

(自己点検及び評価)

第4条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、本学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学院における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は「日琉国際言語学院自己点検評価」として別に定める。

2 その結果は本学院ホームページにて公開する。

第2章 授業実施期間、授業日数および休業日

(実施期間)

第5条 本学院は入学時期に基づき4月期生（進学2年コース）と10月期生（進学1年6か月コース）で構成されるが授業実施期間は次の通りとする。

2. 学年を分けて次の4学期とする。

春学期 自4月1日～至6月末 夏学期 自7月1日～至9月末 秋学期 自10月1日～至12月末 冬学期 自1月1日～至3月末
尚、詳細は学年暦（授業予定表）を参照すること。

3. 日本語教育課程およびコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、進学2年コースは4月1日から翌々年3月31日まで、進学1年6か月コースは10月1日から翌々年3月31日までとする。

(授業日数および休業日)

第6条 本学院が授業を開校できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2.休業日は、次のとおりとする。

- 1 土曜日及び日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- 3 各学期末に2週間程度の休みを設定する。
 - ・春休み：3月中旬～4月上旬
 - ・夏休み：7月中旬～8月中旬
 - ・秋休み：9月下旬～10月上旬
 - ・冬休み：12月下旬～1月上旬
- 4 教育上必要であり、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日を臨時に変更することができる。
- 5 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるとき、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は次の表のとおりとする。

第一部	9:00～9:45	第二部	13:30～14:15
	9:45～10:30		14:15～15:00
	10:50～11:35		15:20～16:05
	11:35～12:20		16:05～16:50

(日本語教育課程)

第8条 本学院は以下の表の日本語教育課程を置く。ただし、修行期間、目標とする日本語能力（「日本語教育参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう）、収容定員数、授業科目および授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

日本語教育 課程	就業期間	日本語能力	収容定 員数	教員数	授業科目	授業時数
進学 2年 コース	2年	B2	160	6～8名	日本語総合 (聞く/読む/やり取り/発表/書く)	972時間
					総合活動(やり取り/発表/書く)	108時間
					読解(読む)	70時間
					聴解(聞く)	50時間
					ニュース聴解(聞く)	70時間
					漢字(書く/読む)	230時間
					試験対策(読む/語彙/文法)	100時間
進学 1年6か月 コース	1年 6ヵ月	B2	38人	3名	日本語総合 (聞く/読む/やり取り/発表/書く)	687時間
					総合活動(やり取り/発表/書く)	83時間
					読解(読む)	60時間
					聴解(聞く)	50時間
					ニュース聴解(聞く)	70時間
					漢字(書く/読む)	160時間
					試験対策(読む/語彙/文法)	90時間

(授業時間と単位について)

第9条 授業時数45分を1単位とする。

(クラス編成)

第10条 クラスは同時期に同一の日本語教育課程又はコースを受講する受講者を20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席

(出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席)

第11条 本学院院が定めた出席すべき日(授業、学校行事等)に始業から終業時間まで不足なく参加した場合、出席が認められる。

- 2 終業時間より10分未満に下校した場合、早退として扱われる。
- 3 始業時間から10分未満に出席した場合、遅刻として扱われる。
- 4 授業に出席しない場合、または、授業開始時から10分以上遅れて出席した場合、授業終了時間から10分以上早く下校した場合は欠席として扱われる。また、遅刻と早退が3回累積した場合、1回の欠席として扱われる。
- 5 特別欠席は、以下のいずれかの場合に該当し且つ校長の承認を経た場合に限り、必要な日数または時間数が出席として扱われる。
 - (1) 非常災害
 - (2) インフルエンザ等の隔離が必要な感染症
 - (3) 忌引き(3親等以内に限る)
 - (4) 入学試験参加のための欠席
 - (5) その他、校長が特別欠席と判断したもの

第5章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価等)

第12条 学習の評価は、日本語教育課程又はコースの学期末に実施する試験に基づいて行う。

- 2 前項の試験は、筆記、集団討論若しくは口頭試問、定期試験の成績、出席状況、課題提出状況等を総合して決定し、A、B、C、D、Fまでの5段階評価とする。

5段階評価 100点法対比

A	90~100
B	80~89
C	70~79
D	60~69
F	0~59

※Fの者で第12条4項の条件を満たした場合はD判定とし合格となる。

- 3 第2項の評価におけるA,B,C,Dは合格とし、Fは不合格とする。

4 不合格になった場合は、補習、再発表、再提出、再試験等を課し、これに合格することで評価はDとする。

(教職員組織)

第13条 本学院に次の教職員を置く。

- 1 校長
 - 2 主任教員
 - 3 本務等教員5人以上
 - 4 教員4名以上
 - 5 生活指導担当者5人以上
 - 6 事務統括責任者
 - 7 事務職員3人以上(事務統括責任者を除く)
- 2 前項のほか、必要な教職員を置くことができる。
 - 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 4 校長は教職員全体による朝礼を設け、クラス全体の進行状況、学生の習得状況、生活状況等を把握する。
 - 5 主任教員は教務の主任を努め、全課程の監督を行う。
 - 6 主任教員は必要に応じて教員会議を招集できる。ただし主宰は校長とする。
 - 7 各クラスの担当教師はそのクラスの他の教師と、学生の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。
 - 8 初任教师は一定期間の研修ならびに本学院のクラス運営、ファイリング、教授法等の説明を受け、それを励行するものとする。

第6章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第14条 本学院への入学資格は、原則、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者、又は修了する見込みのある者
- (2) 年齢が18才以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける財政保証人及び身元保証人を有する者
- (5) 進学2年コースは、日本語能力試験(JLPT)N5程度以上の日本語能力がある者、或いは日本語学習時間150時間以上の者
- (6) 進学1年6か月コースは、日本語能力試験(JLPT)N4程度以上の日本語能力がある者、或いは日本語学習時間350時間以上の者

(入学時期)

第15条 本学院への入学は年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続)

第16条 本学院への入学手続は以下のとおりとする。

- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学院が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第22条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学院に入学を許可された者は、指定期日までに第22条に定める入学金及び必要な書類を添えて入学手続をしなければならない。

(休学、復学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学、退学、災害時の転学)

第18条 転学、退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 災害、伝染病等により学院の運営が困難になった場合は、提携する日本語教育機関への転学支援を実施する。

(修了・卒業の認定)

第19条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第12条に定める学習評価を行い、全ての科目の成績がD以上、かつ在学中の総出席率が80%以上であり、さらに熟達度試験(「聞く」・「読む」についてはJLPTN2模試を行い、「やりとり」・「発表」・「書く」については学内の熟達度試験を行う)の合格点を取得した者に対してB2判定をし、当該科目の修了を認定する。ただしFは補講および再試験を課し再試験に合格した場合は成績をDとする。

2 校長は、本学院の所定コースの全課程の全ての科目を成績がD以上、かつ在学中の総出席率が80%以上であり、校内の熟達度試験でB2判定をされた者に対して、**卒業証書**を授与する。

3 校長は、出席率が80%未満、または全課程の全ての科目のうち1つ以上の成績でD未満がある学生へは**在籍・成績証明書**を授与する。

(褒賞)

第20条 校長は、学業成績及び学習態度が優秀かつ模範的な者に対して、褒賞を与える。褒章の内容については別に定める。

(懲戒処分)

第21条 学生が本学院則、その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、退学の2種とする。
- 3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席しない者
 - (4) 病気や怪我などやむを得ない理由以外で**14日間の欠席**をし、かつ学校からの登校要請にも応じない者
 - (5) 学校の秩序を乱し、その他、学生として本分に**著しく反した者**
 - (6) 学費未納者

第7章 学生納付金

(学生納付金)

第22条 本学院進学コースの学生納付金は次のとおりとする。 ※2025年10月期生から新課程編成に伴う変更

(税込・単位：円)

課程名	修業期間	入学検定料	入学金		授業料	施設費	設備費	教材費	課外活動費	保険料	健康管理費	その他 ()	各年の 小計	計
進学2年コース	2年	25,000	108,000	1年目	680,000	26,000	20,000	45,000	26,000	10,000	8,800		948,800	1,741,600
				2年目	680,000	26,000	20,000	31,000	17,000	10,000	8,800		792,800	
				計	1,360,000	52,000	40,000	76,000	43,000	20,000	17,600	0		
進学1年6か月コース	1年6か月	25,000	108,000	1年目	680,000	26,000	20,000	34,000	26,000	10,000	8,800		937,800	1,342,600
				2年目	340,000	13,000	10,000	17,000	6,000	10,000	8,800		404,800	
				計	1,020,000	39,000	30,000	51,000	32,000	20,000	17,600	0		

(納入)

第23条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日(学期開始前の月:3月末日・9月末日)までに納入しなければならない。

- 2 学生の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替あるいは免除は行わないものとする。

(滞納)

第24条 学生が正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第25条 既に納入された学生納付金のうち、入学前にキャンセルした場合、入学金及び入学検定料を除き返金します。

2 入学後に退学する場合は、未履修期間分の授業料について、諸経費を除き月割りで計算のうえ返金します。

3 返金は、退学手続き完了後、必要書類の提出および帰国の確認が取れた後、所定の手続きを経て行います。なお、次の場合は返金の対象外とします。

- ・入学検定料
- ・入学金
- ・既に履修済みの授業料
- ・既に支出済みの諸経費

第8章 雑則

(学生証)

第26条 入学時に学生ポータルにてデジタル学生証を発行する。この学生証は在学期間中、学生の身分を証明するものである。

(学生寮)

第27条 学生寮に関する事項は「日琉国際言語学院留学生寮規則」に従う。

(健康診断)

第28条 本学院に入学する学生は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

2 実施時期は、新規入学生に関しては原則来日後1か月以内、既に在籍学生に関しては前回実施時を起算とし満1年を経過した日から1か月以内に実施することとする。(糸満市健康推進課の提供する日時期間のできる限り早い時期に実施する)

(健康保険加入)

第29条 本学院に入学する学生は来日後、国民健康保険に加入すること。

付 則

本学院則は、令和8年4月1日から実施する。